

人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業

【令和4年度予算概算決定額 300（－）百万円】

<対策のポイント>
地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿や農地利用者を明確化した人・農地プランの策定に必要な取組を支援します。

<事業目標>
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 市町村推進事業
市町村による人・農地プランの策定に向けた以下の取組を支援します。
- ① 集落・地域における話し合い

② ①の話し合いをコーディネートする専門家の活用

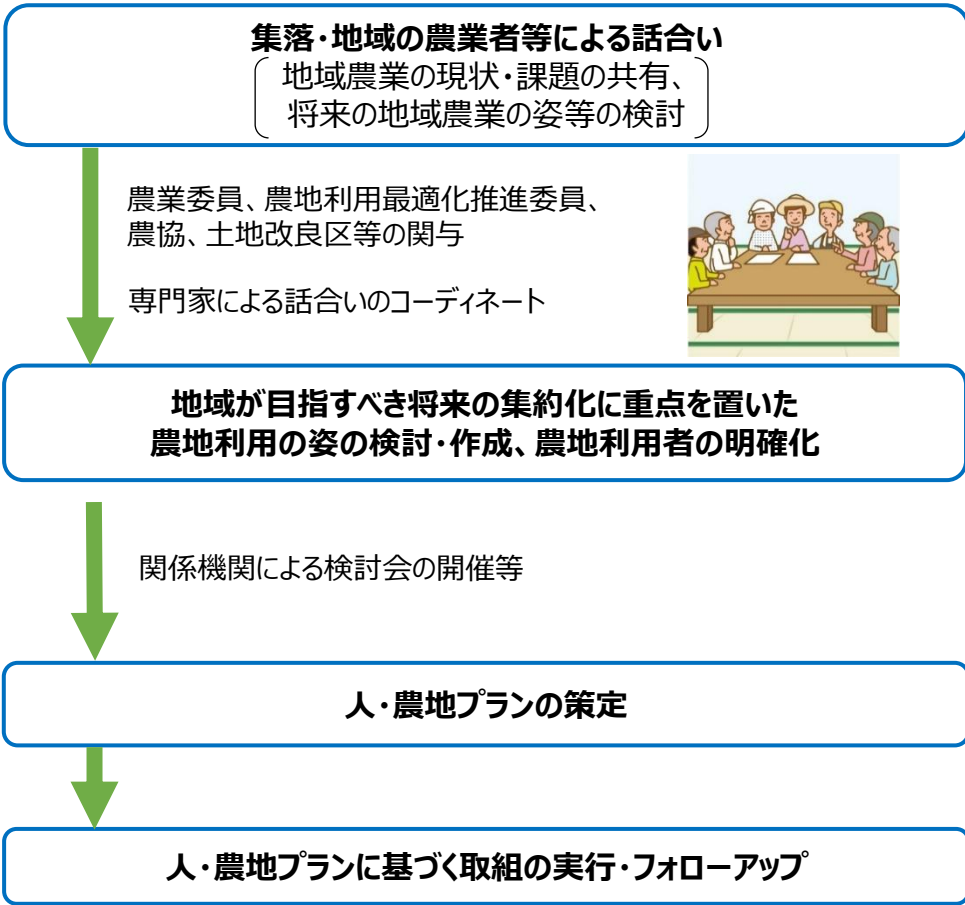
③ 将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の検討・作成

④ ③における農地の利用者の明確化

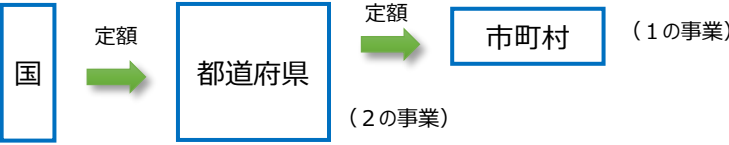
⑤ 関係機関による検討会の開催

⑥ 人・農地プランの周知、実行状況のフォローアップ等
2. 都道府県推進事業
都道府県による人・農地プランの普及・推進に向けた以下の取組を支援します。
- ① 市町村等への説明会や意見交換会、普及啓発

② 市町村の取組への助言・指導



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課（03-6744-0576）

農地利用効率化等支援交付金

【令和4年度予算概算決定額 2,050（－）百万円】

<対策のポイント>

地域が目指すべき**将来の集約化**に重点を置いた**農地利用の姿**の実現に向けて、**生産の効率化**に取り組む等の場合、**必要な農業用機械・施設の導入**を支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

人・農地プランに位置付けられた経営体等が、地域が目指すべき**将来の集約化**に重点を置いた**農地利用の姿**の実現に向けて、**生産の効率化**に取り組む等の場合、**必要な農業用機械・施設の導入**を支援します。

※ 広域に展開する農業法人等の**経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入は、補助上限額を引上げ**（先進的農業経営確立支援タイプ）

※ スマート農業、集約型農業経営、グリーン化について、優先枠を設けて支援

<事業イメージ>

助成対象者	認定農業者、認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者 等
助成内容	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合に 必要な農業用機械・施設 （事業費50万円以上）
補助率	融資残額のうち事業費の3/10以内 等
補助上限額	300万円等 （先進的農業経営確立支援タイプ： 個人1,000万円、法人1,500万円等）
優先枠の設定	・スマート農業優先枠 （ロボット技術・ICT機械等の導入（農業支援サービス事業者の取組も対象）） ・集約型農業経営優先枠 （中山間地域等での集約型農業に必要な機械等の導入） ・グリーン化優先枠 （「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境に配慮した営農に必要な機械等の導入）

<事業の流れ>



（この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）

集落営農活性化プロジェクト促進事業

【令和4年度予算概算決定額 370（－）百万円】

＜対策のポイント＞

集落営農における活性化に向けた**ビジョンづくり**や**人材の確保**、**新たな作物の導入**等の取組を支援します。

＜事業目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 地域の状況に応じた「ビジョンづくり」と「具体的な取組の実行」への支援

集落営農組織の構成員の高齢化や減少が進む中で、集落営農の活性化に向け、**ビジョンづくり**及びその実現に向けた**人材の確保**、**収益力向上に向けた取組**、**組織体制の強化**、**効率的な生産体制の確立**など、**地域の状況を踏まえて**総合的に支援します。（支援期間：最長5年）

① ビジョンづくりへの支援

集落営農の**目指す農業の姿と具体的な戦略**の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成を支援します。【定額】

② 具体的な取組の実行への支援

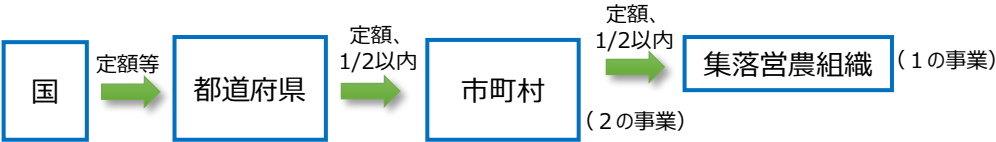
- ア 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を**雇用する経費**（賃金等）【定額（100万円上限/年）、最長3年間】
- イ 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、**高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓など**に取り組む経費【定額】
- ウ 信用力向上等に向けた**組織の法人化に必要な経費**【定額（25万円）】
- エ 効率的な生産のための**共同利用機械等の導入経費**【1/2以内】

2. 関係機関によるサポートの取組を支援

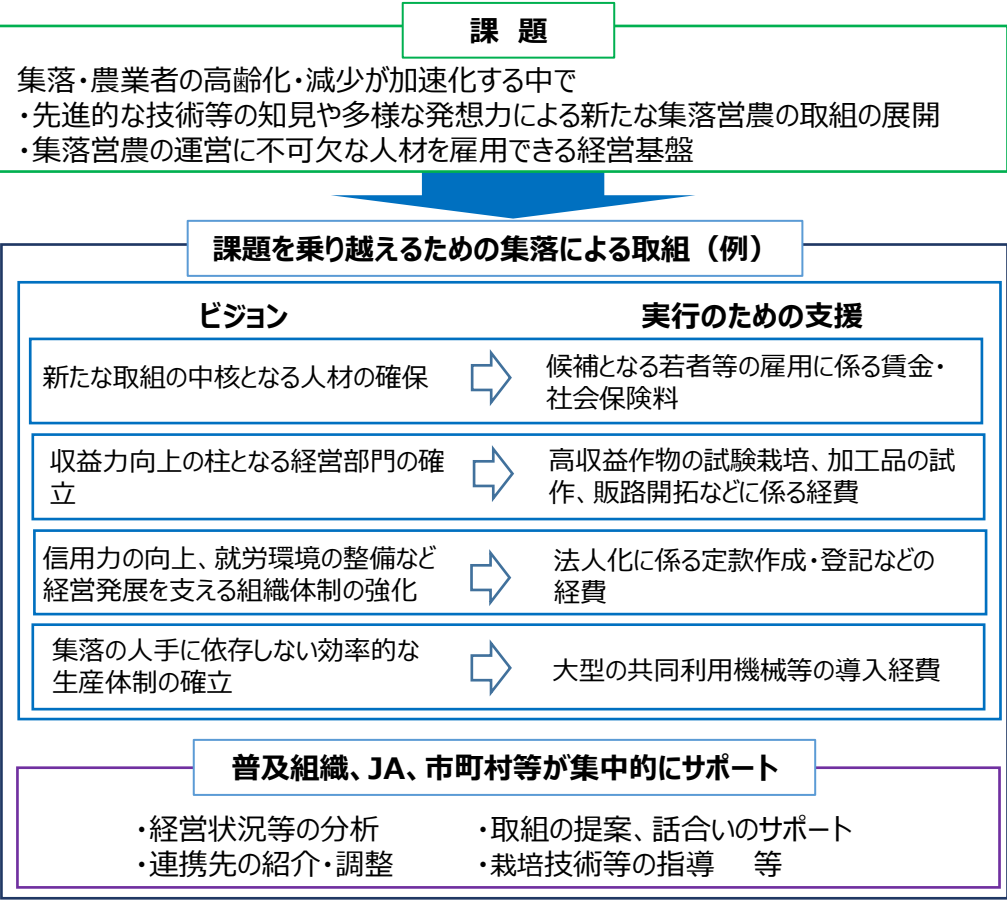
集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の**関係機関**が**集中的にサポート**するために必要な経費を支援します。【定額】

※【 】は補助率等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課（03-6744-0576）

人・農地等情報マッチング推進総合対策

【令和4年度予算概算決定額 12,344（4,832）百万円の内数】
（令和3年度補正予算額 3,350百万円の内数）

<対策のポイント>

人と農地に関する情報のデータベース化を進め、農地の受け手を広く探して調整し、相続人も農地を安心して委ねられる仕組みの構築を支援します。また、就農、経営継承、法人化等に関する支援体制の整備を支援します。

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）
- 法人経営体数の増加（5万法人〔令和5年まで〕）
- 40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

<事業の内容>

1. 機構集積支援事業等

農地利用最適化推進委員等が農地等の出し手・受け手の意向等をタブレットで把握しデータベース化を進め、農地の受け手を広く探して調整し、相続人も農地を安心して委ねられる仕組みの構築を支援します。

2. 新規就農者育成総合対策等

地域の就農支援等に関する情報をデータベース化する取組、全国段階での就農希望者への情報提供や就農相談・就農候補市町村との調整、市町村段階における就農準備から定着までを一元的にサポートする取組を支援します。

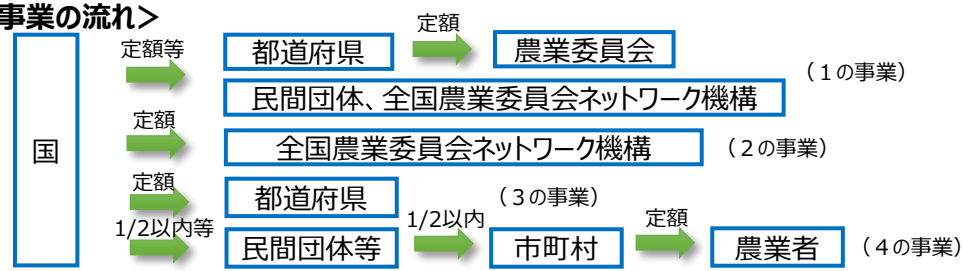
3. 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営者サポート事業

都道府県段階での就農希望者への情報提供や就農相談・就農候補市町村との調整等の就農サポート、経営継承・法人化等の経営サポートに必要な経費を支援します。

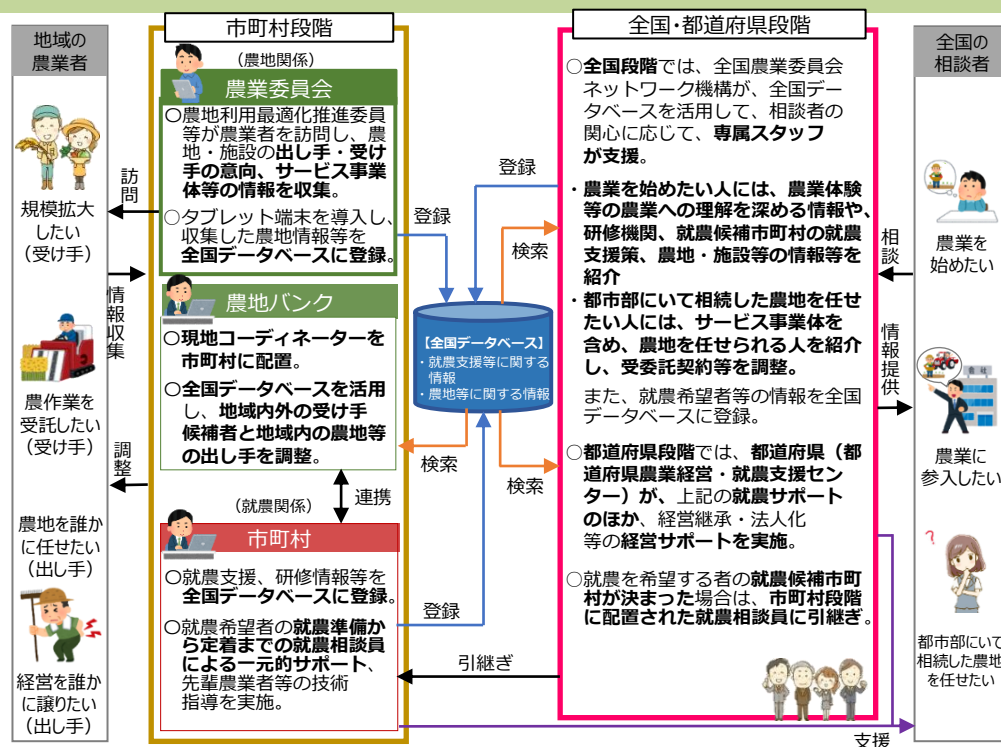
4. 経営継承・発展等支援事業

人・農地プランに位置付けられた経営体等の経営を継承した後継者が、経営発展に向けた取組を行う場合に必要となる経費を市町村と一体となって支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】（1の事業） 経営局農地政策課（03-3592-0305）
（2の事業） 就農・女性課（03-3502-6469）
（3の事業） 経営政策課（03-3502-6441）
（4の事業） 経営政策課（03-6744-2143）

農業経営法人化支援総合事業

【令和4年度予算概算決定額 514（538）百万円】

<対策のポイント>

都道府県が就農希望者や経営面で課題を有する農業者に対し、就農、法人化・経営継承等に関する支援体制を整備し、就農サポート・経営サポートを行う取組を支援します。

<事業目標>

- 法人経営体数の増加（5万法人〔令和5年まで〕）
- 40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農業経営者サポート事業

都道府県が就農や農業経営をサポートする体制を整備し、就農希望者への情報提供や就農相談・就農候補市町村との調整等の就農サポート、農業経営の法人化や経営継承などの課題を有する農業者の伴走機関による掘り起こしや課題解決のための専門家によるアドバイス等の経営サポートを行う取組を支援します。

2. 農業経営法人化支援事業

経営相談等をした雇用環境の改善に取り組む農業者の法人化（定額25万円）を支援します。

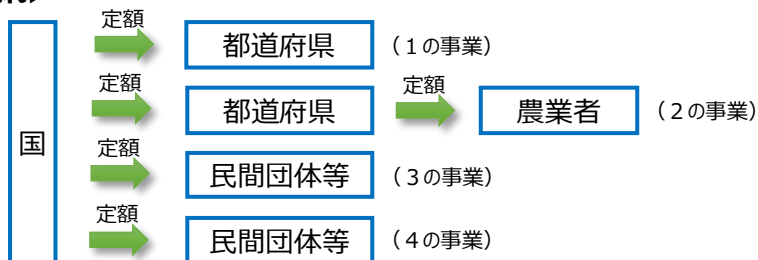
3. 法人化推進委託事業

農業経営の高度化や継承に向けた事例等の調査・分析、対応方向の検討を行います。

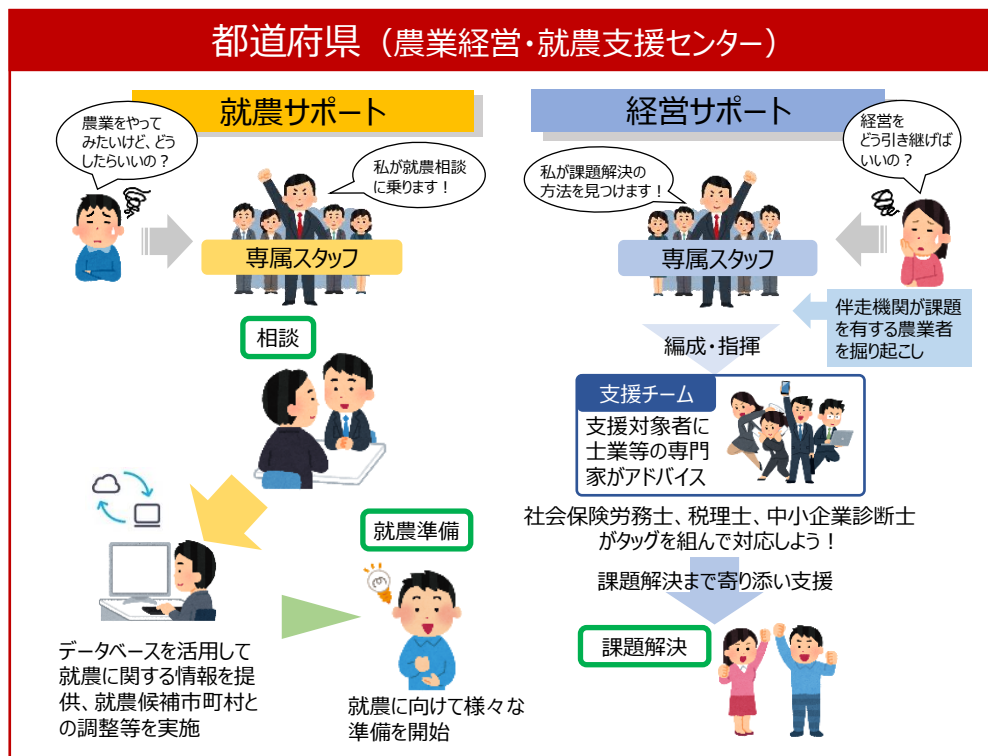
4. 担い手サミット・優良経営体表彰事業

「全国農業担い手サミット」を開催し、全国の優れた農業経営体を表彰します。

<事業の流れ>



【農業経営者サポート事業】



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課（03-3502-6441）

経営継承・発展等支援事業

【令和4年度予算概算決定額 100（1,503）百万円】

<対策のポイント>

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、国と地方が一体となって、**人・農地プランに位置付けられた経営体等の経営を継承し発展させる取組を支援**します。

<事業目標>

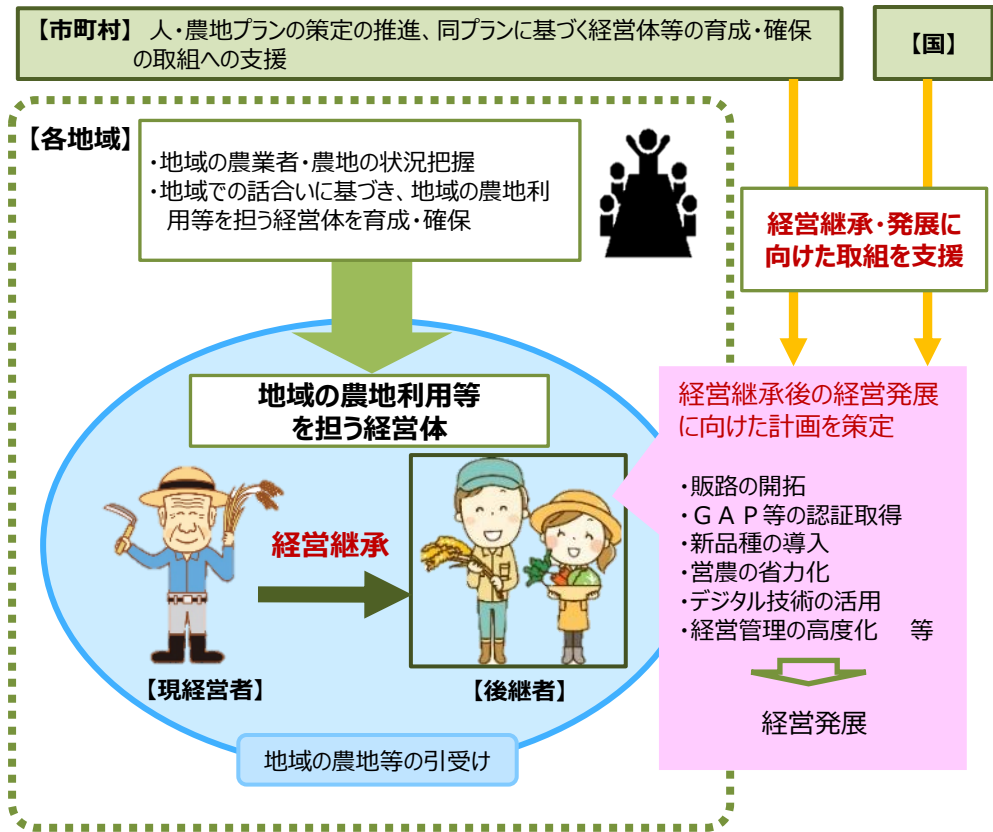
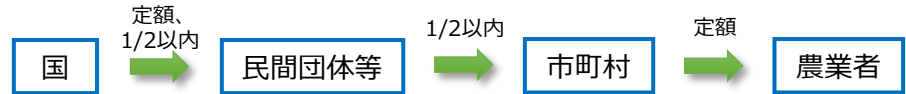
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

人・農地プランに位置付けられた経営体等の経営を継承した後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画（販路の開拓、新品種の導入、営農の省力化等）を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を市町村と一体となって支援（100万円上限（国、市町村がそれぞれ1/2を負担））します。

<事業イメージ>

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

担い手となる若い農業者について農業者年金の保険料負担を軽減し、その経営を支援するとともに、平成13年以前の加入者の年金給付費を負担し、農業者の老後の生活の安定を図ります。

＜事業目標＞

農業者の老後生活の安定を図るとともに、担い手となる若い農業者等を確保

＜事業の内容＞

＜農業者年金制度の概要＞

農業者年金は、厚生年金が適用されない個人経営の農業者等を対象に、国民年金（基礎年金）に上乗せして支給される政策年金として昭和46年に発足しました。平成14年以降は、以下の仕組みで実施しています。

- ① 農業者の減少・高齢化等に対応した安定的な制度とするため、将来の年金原資を自ら積み立てる制度（新制度）とし、担い手となる若い農業者の保険料負担を軽減し、その経営を支援します。
- ② 平成13年以前の制度（旧制度）による年金は、国庫の負担により給付します。

1. 特例付加年金助成補助金 932（1,007）百万円

新制度に加入する認定農業者等の負担軽減を図るため、保険料の一部（最大1/2）を助成します。助成分の保険料は、経営継承を行った者に支給される特例付加年金の給付に充てるために積み立てられます。

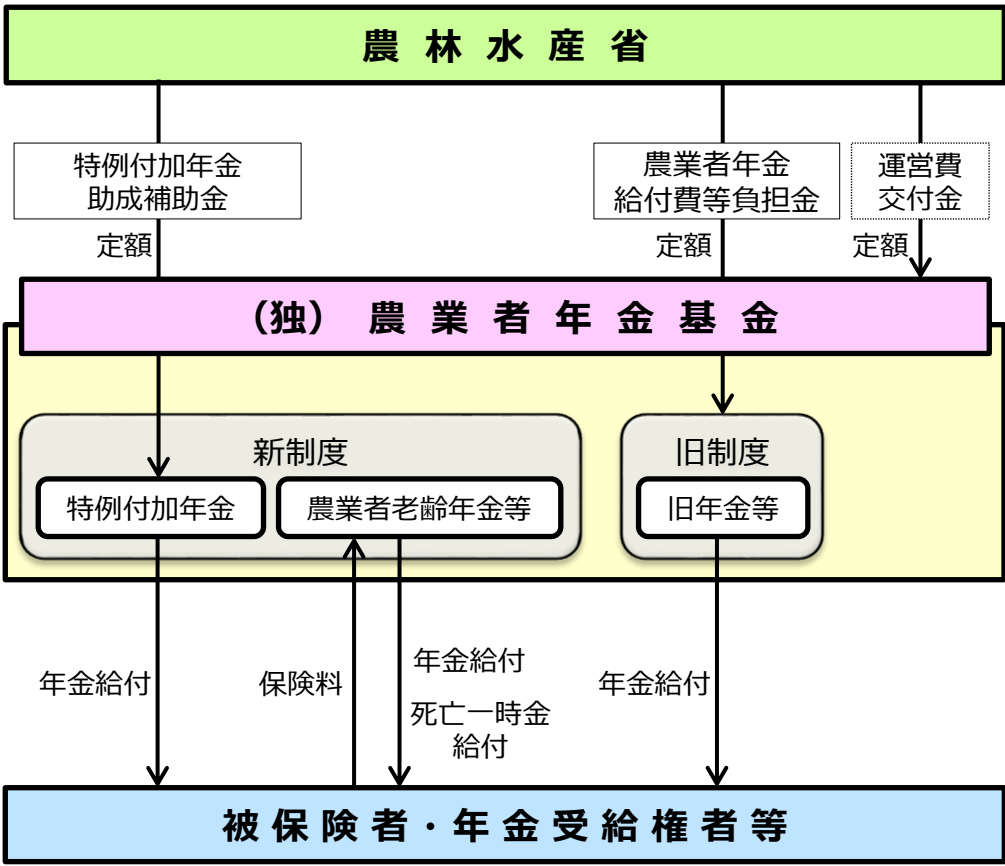
2. 農業者年金給付費等負担金 95,157（116,614）百万円

旧制度による年金等の給付に必要な費用等を負担します。

（関連措置）（独）農業者年金基金運営費交付金 4,167（4,529）百万円

独立行政法人農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要となる経費を交付します。

＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」に即して、農林漁業団体の職員等を対象に人権意識の向上を図るために実施する**人権問題に関する啓発活動を支援**します。

＜事業目標＞

農協、漁協、森林組合及び土地改良区のうち人権啓発活動に主体的に取り組み、人権意識の向上が図られている組織の割合を9割以上

＜事業の内容＞

1. 人権問題啓発推進事業

全国農林漁業団体が、当該団体職員等を対象に実施する人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を支援します。

2. 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業

都道府県に委託し、農林漁業団体や農地所有適格法人、集落営農組織等を対象に、人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を実施します。

（参考）人権教育・啓発に関する基本計画（抜粋）

都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。

＜事業イメージ＞

人権問題啓発活動の実施

- 1. 人権問題啓発推進事業
全国農林漁業団体の職員等を対象
- 2. 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業
都道府県内の農林漁業団体、農地所有適格法人、集落営農組織等を対象

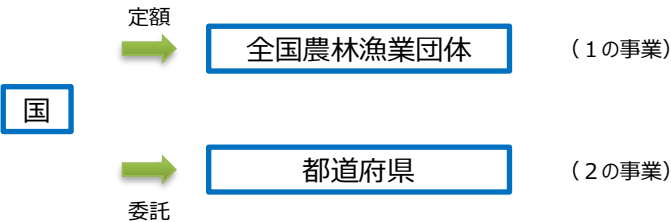
（取組内容）

- ・ 人権問題啓発に関する研修会や会議の開催
- ・ 人権問題啓発のためのパンフレット等の啓発資料の作成・配布 など



（人権問題啓発研修会）

＜事業の流れ＞



農林漁業を振興する上で阻害要因となる人権問題を解消

活力ある地域農林漁業を確立

＜対策のポイント＞

北海道におけるアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上、沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な農業用施設等の整備を支援します。

＜事業目標＞

- 北海道の全ての事業実施地区において5年度目に地区毎の事業実施計画に定めた目標所得を達成
- 沖縄県において意欲ある多様な経営体を育成・確保

＜事業の内容＞

1. アイヌ農林漁業対策事業

181（181）百万円

アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、**アイヌ農林漁家の経営の改善に必要な農林漁業経営近代化施設等の整備**を支援します。

2. 沖縄農業対策事業

392（392）百万円

沖縄農業の持続的な発展を図るため、**意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な生産施設・加工施設等の整備**を支援します。

＜事業イメージ＞

背景・課題

アイヌ農林漁家と北海道の一般農林漁家、沖縄農業と本土農業の状況を比較すると、所得や経営規模、農業用施設の整備状況等において、依然として格差がみられます。これらの格差の解消等を目的として進められている、北海道の「北海道アイヌ政策推進方策」や沖縄県の「沖縄振興計画」等に係る施策の着実な推進を図る観点から、北海道のアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上、沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な農業用施設等の整備を支援します。

経営規模等の格差是正と経営の持続的発展のための支援

アイヌ農林漁業対策事業

事業対象メニュー：

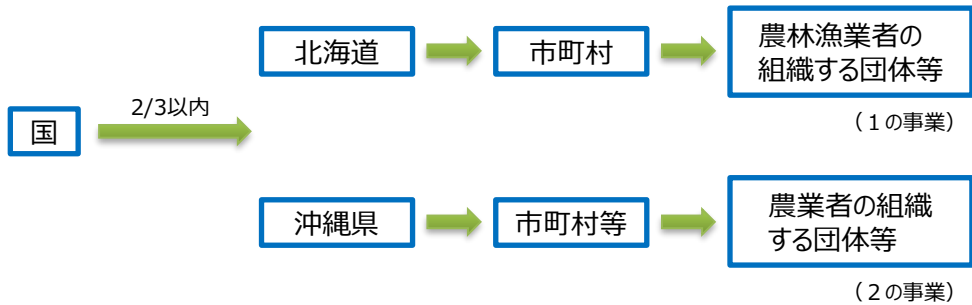
- 農林業生産基盤の整備（区画整理、かんがい排水、農道、林道等）
- 農林漁業経営近代化施設等の整備（農業用機械、温室、集出荷貯蔵施設、畜舎等）（林業用機械、機械保管施設、栽培管理施設等）（養殖施設、蓄養施設、水産物処理加工施設、水揚げさばき施設等）

沖縄農業対策事業

事業対象メニュー：

- 土地基盤、生産施設、加工施設、流通販売施設等の整備

＜事業の流れ＞



アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上
沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保

農地中間管理機構による農地集約化の加速及び農業委員会による農地利用の最適化の推進

【令和4年度予算概算決定額 18,503（19,885）百万円】

（令和3年度補正予算額 5,450百万円）

<対策のポイント>

農業の成長産業化や所得の増大を進めていくためには、生産基盤である農地について、持続性をもって最大限利用されるようにしていく必要があります。このため、農地中間管理機構（農地バンク）による農地集積・集約化を加速するとともに、農地利用の最適化に向けた農業委員・農地利用最適化推進委員の積極的な活動を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

<事業の全体像>

農業委員会等

機構集積支援事業等

農業委員会等が農地法等に基づく業務を効果的・効率的に遂行できるようにするための支援

農地利用最適化交付金

農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動を支援

農業委員会交付金

農業委員会法に基づく農業委員会の事務の円滑な処理のための支援

都道府県農業委員会ネットワーク 機構負担金・農地調整費交付金

都道府県農業委員会ネットワーク機構等が行う農地法に規定された業務の実施等を支援

農地中間管理機構

農地中間管理機構事業

農地バンクが、農地集積・集約化を加速するために必要な取組を支援

遊休農地解消緊急対策事業

農地バンクが遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備を行った上で、担い手に農地集積・集約化する取組を支援

機構集積協力金交付事業

農地バンクに対し農地を貸し付けた地域等を支援

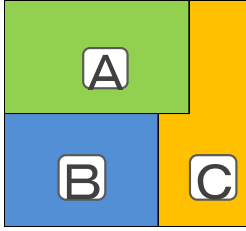
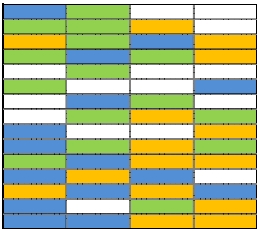
関連対策

- 農業競争力強化基盤整備事業<公共>
- 農地耕作条件改善事業
- 農地利用効率化等支援交付金
- 持続的生産強化対策事業
〔うち、果樹支援対策、茶・薬用作物等支援対策〕

農地中間管理機構を中心とする関係者の連携
で農地の集積・集約化を推進

令和5年度8割に向け集積・集約化

地域内の分散・
錯綜した農地利用



担い手ごとに集約化
した農地利用

農地の集積・集約化
でコスト削減

農地中間管理機構による農地集約化の加速

【令和4年度予算概算決定額 13,205（14,587）百万円】
（令和3年度補正予算額 5,450百万円）

<対策のポイント>

農業の成長産業化や所得の増大を進めていくためには、生産基盤である農地について、持続性をもって最大限利用されるようにしていく必要があります。このため、農業委員会が現場で収集した農地情報等を踏まえ、関係機関が明確な役割分担の下、農地バンクを軸として、農作業受委託も含め、貸借を強力に推進する取組を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農地中間管理機構事業 3,517（3,134）百万円

農地バンクの事業（農地賃料、保安全管理費等）及び事業推進を支援します。
なお、きめ細かな現地活動を強化するため、**現地コーディネーターを増員**します。
また、農地バンクの農地買入等に対する利子助成を行います。

2. 遊休農地解消緊急対策事業 516（－）百万円

農地バンクが**遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備**を行った上で、担い手に農地集積・集約化する取組を支援します。

3. 機構集積協力金交付事業 1,085（3,485）百万円

【令和3年度補正予算】5,000百万円

① **農作業受委託も含め、農地バンクを通じて集積・集約化に取り組む地域等**に対し、協力金を交付します。

② **基盤整備事業の農業者負担を軽減**するため、協力金を交付します。

4. 機構集積支援事業等 2,987（2,791）百万円

【令和3年度補正予算】450百万円

遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、**出し手・受け手の意向等をタブレットで把握し、データベース化等**を支援します。

※タブレットの導入については、令和3年度補正予算（農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業）で支援。

5. 農地利用最適化交付金 5,100（5,176）百万円

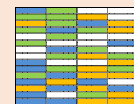
農地利用最適化推進委員等による農業委員会の**農地利用の最適化活動**に要する経費を支援します。

<事業イメージ>

農地バンクによる農地の集積・集約化（イメージ）

<農地集約化の加速>

- 農作業受委託も含め、農地バンクを通じて集約化に取り組む地域への支援



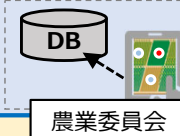
<中間保有の強化>

- 農地バンク自らが遊休農地を解消し、積極的な借受・転貸を行う取組への支援
- 農地バンクが新規就農者向けに積極的に活用する農地への支援

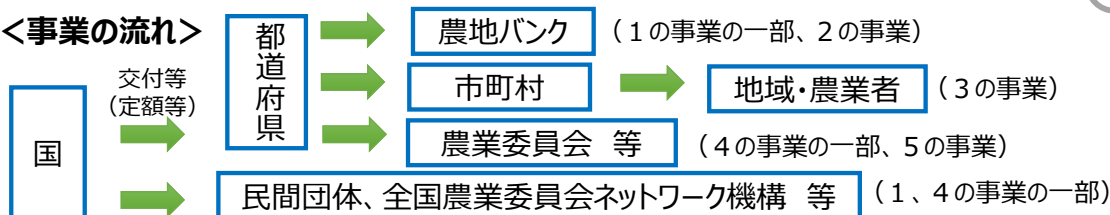


<農地集積の加速>

- 農作業受委託も含め、まとまった農地を農地バンクへ貸し付ける地域等への支援
- 農業委員会が出し手・受け手の意向等を効率的に把握するためのタブレットの導入（R3補正）、把握した情報のデータベース化等への支援
- 農地利用最適化推進委員等による農地利用の最適化活動への支援



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

（1、2、3①の事業）	経営局農地政策課	（03-6744-2151）
（3②の事業）	農村振興局農地資源課	（03-6744-2208）
（4の事業）	経営局農地政策課	（03-6744-2152）
（5の事業）	農地政策課	（03-3591-1389）

農業委員会による農地利用の最適化の推進

【令和4年度予算概算決定額 13,385 (13,266) 百万円】

(令和3年度補正予算額 450百万円)

<対策のポイント>

農地利用の最適化のための農業委員会・農業委員・農地利用最適化推進委員の活動等に必要な経費を支援することにより、担い手への農地集積・集約化を更に加速し、生産コストを削減していきます。

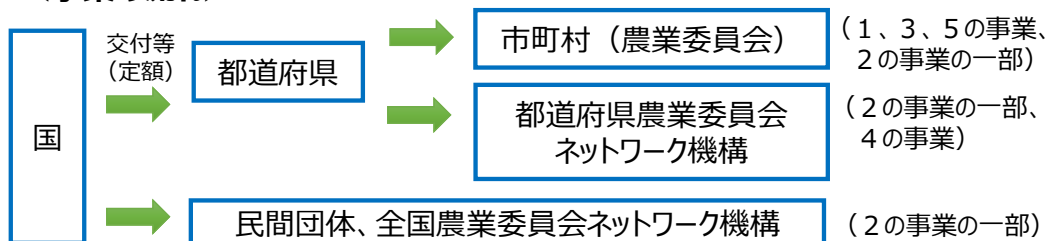
<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

- 1. 農業委員会交付金** 4,718 (4,718) 百万円
農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。
- 2. 機構集積支援事業等** 2,987 (2,791) 百万円
【令和3年度補正予算】450百万円
遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、**出し手・受け手の意向等をタブレットで把握し、データベース化等を支援します。**
※タブレットの導入については、令和3年度補正予算（農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業）で支援。
- 3. 農地利用最適化交付金** 5,100 (5,176) 百万円
農地利用最適化推進委員等による農業委員会の**農地利用の最適化活動**に要する経費を支援します。
- 4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金** 523 (523) 百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。
- 5. 農地調整費交付金** 57 (57) 百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業委員会

- 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可等）
- 農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消等）

【A農業委員会の活動事例】

- ・農業委員会が、定期的に管内の全ての農地所有者に現在の経営状況や今後の経営意向、後継者の有無等について意向調査を実施。
- ・それを基に推進委員等が、戸別訪問を行い、後継者や配偶者の意向を追加で聴取し、意向情報を更新。
- ・その情報を地域の話合いで関係者に共有し、農地バンクも活用したマッチングにつなげている。
（担い手への集積率：61.4%（R2年度））



都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート

農業委員会における最適化活動のさらなる推進

【農地利用最適化交付金】

- ・農業委員会が行う最適化活動に係る活動量と成果について目標を定め、その達成度合いに応じて交付（委員報酬に限らず農業委員会の最適化業務に対して交付することが可能）

【機構集積支援事業、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業（R3補正）】

- ・出し手・受け手の意向等を効率的に把握するためのタブレットの導入及びデータベース化
- ・臨時職員を増員し、管内の農業委員会の業務を巡回サポートする取組を支援するなど体制を強化

【お問い合わせ先】

（1、3、4の事業） 経営局農地政策課（03-3591-1389）
（2の事業） 農地政策課（03-6744-2152）
（5の事業） 農地政策課（03-6744-2153）

<対策のポイント>

国有農地等を適切に管理し、早期に処分します。

<事業目標>

売却不能な国有農地等をゼロとするため、所要の手続きを実施【令和11年度まで】

<事業の内容>

1. 国有農地等管理処分委託費

105（105）百万円

- 国が行う管理のために必要な経費のほか、国有農地等を早期に処分していくため、地番・公図がない処分不能な国有農地等について、測量・境界確定及び表示に関する登記等を行う経費を措置します。

2. 国有農地等事務取扱交付金

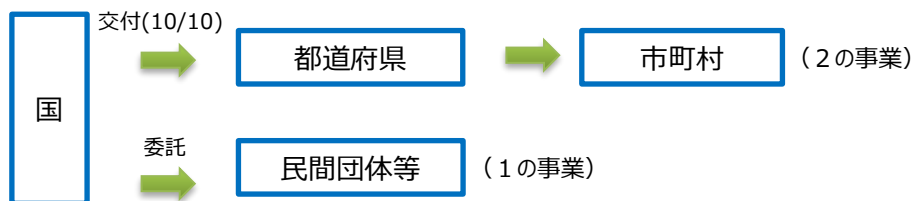
1,694（1,894）百万円

- 都道府県が行う国有農地等の管理、売払等に向けた対象地の調査及び債権管理等を行うための経費を交付します。

3. その他管理処分に要する経費

- (1) 農地等価格鑑定料 16（16）百万円
国有農地等の処分予定地について、不動産鑑定士等にその価格の鑑定を依頼するために必要な経費を措置します。
- (2) 不動産購入費 7（7）百万円
農地等の買収等に必要な経費を措置します。
- (3) 幼齡林等補償費 2（2）百万円
農地等の買収等をする際に必要となる補償費を措置します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【事業対象】

農地法等の規定に基づき国が買収し、管理を行っている国有農地等



〔 国有農地等管理処分委託費等（国）、国有農地等事務取扱交付金（都道府県） 〕

【適切に管理するために】

- 土地の管理保全（防災・復旧補修、雑草木等処理、柵・表示板の設置 等）
- 売払や不要地認定に向けた対象地の調査、権利関係の調整 等
- 貸付料の徴収決定・収納や収納未済事案の処理

【早期に処分するために】

《売却不能な国有農地等をゼロに》

- 境界が未確定だったり、土地の登記等が完成していないもの
→測量・境界確定、表示登記を実施
- 買受優先権のある旧所有者等の買受意向確認が未了のもの
→旧所有者等の買受意向を公告等により確認



【売却可能な国有農地等から速やかに処分】

- 農業者や買収前の旧所有者等へ売却、財務省へ引継、旧所管庁へ返却、道水路は市町村等へ譲与

原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化

【令和4年度予算概算決定額 123（123）百万円（復興庁計上）】

<対策のポイント>

- 福島県の原子力災害被災12市町村においては、営農再開に向けた取組が進められているところですが、住民の帰還率が低いため、**新たな担い手の確保や担い手への農地集積・集約化が課題**となっています。
- こうした状況を踏まえ、当該市町村において**担い手の意向に沿った農地の利用調整を円滑に進めるための体制を構築するとともに、農地中間管理機構（農地バンク）を活用して担い手への農地集積・集約化を図る取組等に対して協力金を交付**します。

<政策目標>

原子力災害被災12市町村における営農が休止されている農地の営農再開（6割［令和7年度まで］）

<事業の内容>

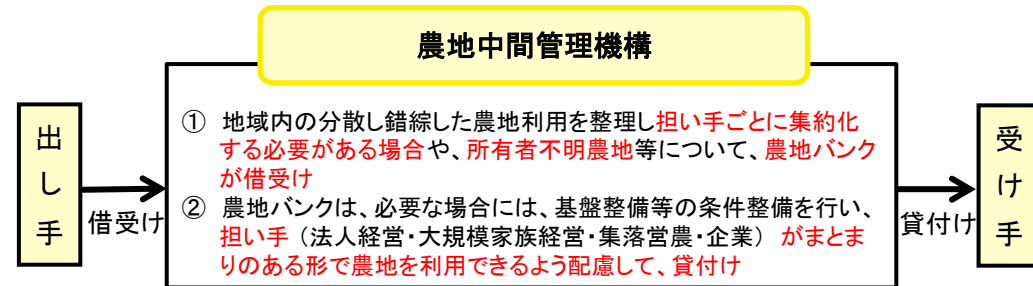
<事業イメージ>

1. 原子力災害被災12市町村への農地中間管理機構事業 67（66）百万円

- 福島県の原子力災害被災12市町村における、農地バンクによる農地集積・集約化を推進する取組に必要な現地コーディネーターの設置や、地域外の受け手候補を幅広く探索し、担い手の意向に沿った農地の利用調整を円滑に進めるためのタブレットの導入を支援します。

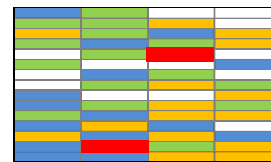
2. 原子力災害被災12市町村への機構集積協力金交付事業 57（58）百万円

- 福島県の原子力災害被災12市町村の①避難解除等区域及び②特定復興再生拠点区域において、地域の話し合いによりまとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域等に対して協力金を交付します。



<農地の集積・集約化（イメージ）>

地域内の分散・錯綜した農地利用

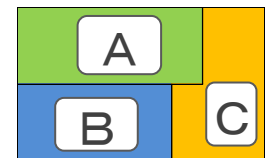


■：所有者不明農地

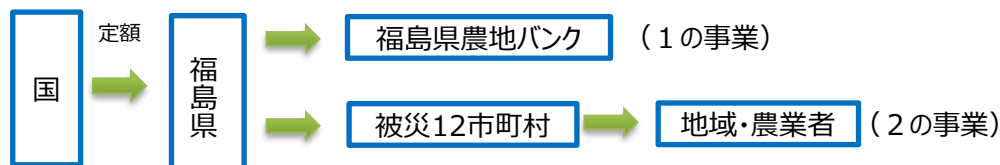


営農再開の加速化

農地の集積・集約化でコスト削減



<主な事業の流れ>



原子力災害被災12市町村への機構集積協力金交付事業のポイント

【地域集積協力金】

- ・地域内の農地面積の一定割合（4%超）以上を農地バンクに貸し付けて、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に交付。

【経営転換協力金】

- ・令和7年度まで交付単価（1.5万円/10a）を据え置き。
- ※機構集積協力金交付事業は、一般会計と特別会計により支援。

【お問い合わせ先】 経営局農地政策課（03-6744-2151）

【令和4年度予算概算決定額 20,700（20,501）百万円】
（令和3年度補正予算額 2,900百万円）

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート、職業としての農業の魅力の発信等の取組を支援します。**また、**就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化等の取組を支援します。**

40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

＜事業イメージ＞

A cartoon illustration of a young boy and girl. The boy, on the left, has brown hair and is wearing a yellow long-sleeved shirt. He is holding a green leafy vegetable (like spinach) in his right hand and a carrot in his left hand. The girl, on the right, has black hair and is wearing a pink shirt and a large straw hat. She is holding a green bell pepper in front of her. They are both smiling and looking towards the viewer.

補助率：県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2 〈例〉国1/2,県1/4,本人1/4）

② 就農準備資金※³

- ×最長2年間

補助率：国10/10

補助率：国10/10

- ### 3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

② 農業教育高度化事業

- ・ 農業機械・設備等の導入
- ・ 国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・ スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化
- ・ 出前授業の実施、リカレント教育の充実 等

インターンシップ、新・農業人フェアの実施 等

- ※ 1 取組計画に応じた事業採択方式
- ※ 2 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)が対象
- ※ 3 前年の世帯所得が原則600万円未満の者を対象
- ※ 4 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象
- ※ 5 支払方法は、月ご等、選択制

「お問い合わせ先」 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

就農準備を支援する資金の交付、農業法人等での実践研修等を支援します。

事業の流れ

```
graph LR; A[国] -- "定額、1/2" --> B[全国農業委員会ネットワーク機構]; A -- "定額、1/2、委託" --> C[民間団体等]; B -- "定額、1/2、県支援分の2倍を国が支援" --> D[都道府県]; D -- "県支援分+国支援分" --> E[市町村]; D -- "定額" --> F[新規就農者等]; E -- "1/2" --> G[農業団体・市町村・協議会等]; E -- "定額、1/2" --> H[農業教育機関]; D -- "定額" --> I[法人等];
```

国

定額、1/2

全国農業委員会ネットワーク機構

定額、1/2、委託

民間団体等

都道府県

市町村

新規就農者等

農業団体・市町村・協議会等

農業教育機関

法人等

(1、2①②の事業)

(3①の事業)

(3②の事業の一部)

(2③の事業)

(3③の事業の一部)

(3②の事業の一部、3③の事業の一部)

農業労働力確保支援事業

【令和4年度予算概算決定額 100（－）百万円】
（令和3年度補正予算額 1,265百万円）

<対策のポイント>

農業現場における労働力不足を解消するため、**産地間の調整等による労働力確保**の取組を支援します。また、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、**農業経営体が行う代替人材の雇用**等を支援します。

<事業目標>

農業分野における労働力の円滑な受入体制の整備

<事業の内容>

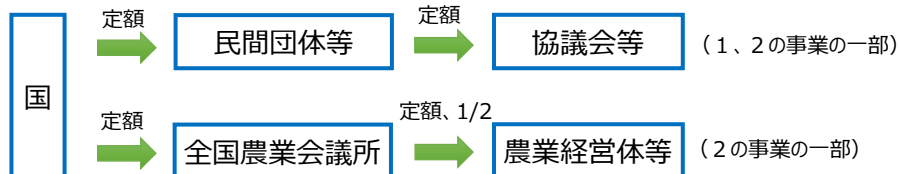
1. 農業労働力確保支援事業

産地内における労働力確保を推進するための取組や、**繁忙期の異なる産地間の調整による労働力確保**の取組を支援します。

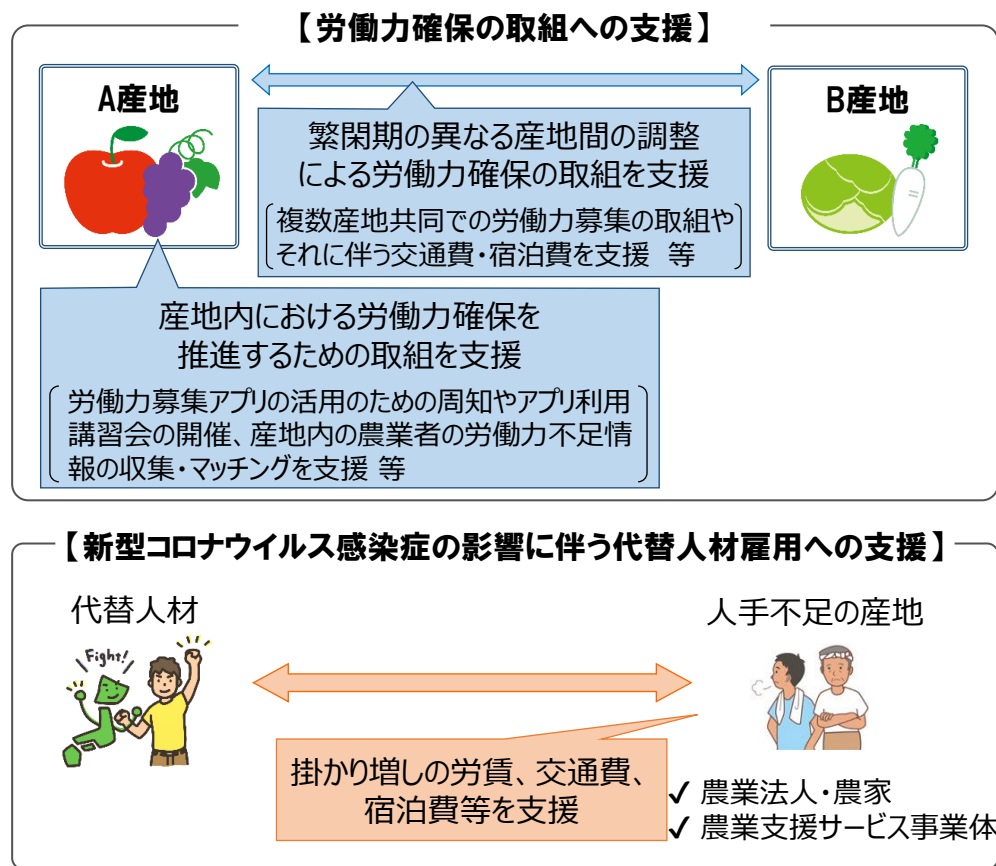
2. （令和3年度補正予算）農業労働力確保緊急支援事業

上記1の事業内容のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により人手不足となっている経営体が**代替人材を雇用**する際に必要となる**掛かり増しの労賃、交通費、宿泊費**等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-6744-2162）

女性が変わる未来の農業推進事業

【令和4年度予算概算決定額 85（85）百万円】
（令和3年度補正予算額 200百万円）

＜対策のポイント＞

女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のため、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、女性グループの活動、女性が働きやすい環境づくり、女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 農業委員に占める女性の割合向上（30% [令和7年度まで]）
- 農業協同組合役員に占める女性の割合向上（15% [令和7年度まで]）
- 土地改良区理事に占める女性の割合向上（10% [令和7年度まで]）
- 女性の認定農業者の割合向上（5.5% [令和7年度まで]）
- 家族経営協定の締結数増加（70,000件 [令和7年度まで]）

＜事業の内容＞

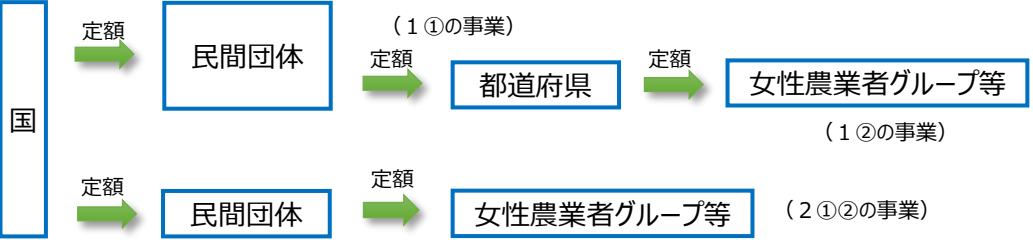
1. 女性が変わる未来の農業推進事業

- ① 女性活躍に向けた全国事業
全国共通の研修コンテンツの作成や地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援します。
- ② 地域における女性活躍推進事業
各都道府県において、地域の女性活躍の実情に応じ、女性農業者の育児と農作業のサポート活動等女性が働きやすい環境の整備、地域を牽引する女性リーダーの育成等社会参画の推進に向けた取組を支援します。

2. (令和3年度補正予算) 女性の就農環境改善緊急対策事業

- ① 女性が働きやすい環境の整備
女性が働きやすい環境の整備に向けた簡易な改修やリース等による、男女別トイレ、更衣室、託児スペース等の確保を支援します。
- ② 地域の女性農業者グループの活動等支援
女性農業者の居場所となる女性グループの立ち上げ、グループ活動の開始又は発展、女性を農業へ呼び込むための活動事例の発信等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

女性活躍に向けた Stage		農業・農村への呼び込み	農業・農村への定着	経営参画 経営発展	地域の 方針策定への参画
令和4年度予算	全国事業	研修コンテンツの作成 地区事業で活用できる研修コンテンツ（女性リーダー育成、女性活躍の意義等）の作成 女性活躍の理解促進 地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及等			
	地区事業※	環境整備 女性が働きやすい環境の整備 女性農業者の育児と農作業のサポート活動、家族経営協定の締結に向けた相談会の開催等を支援	社会参画の推進 女性活躍の理解促進 女性活躍の意義、女性活躍の事例等について研修会等を通じ周知 地域の女性農業者グループの活動推進 女性グループの事業活動や研修会の開催等を支援 リーダー育成 地域の実情に応じた女性リーダー育成研修の実施		
令和3年度補正	環境整備	男女別トイレ、更衣室、休憩室、託児スペース、高さが調整できる作業台、アシストスツ等の確保を支援			
	グループ活動等支援	・グループ活動の発展に向けた先進事例調査 ・新商品開発のための試作品づくり 等を支援 都会に住む女性を対象とした女性農業者の活躍事例の発信等			

※ 地区事業については、実施する都道府県において農業分野の女性登用の目標及び目標達成に向けた実行計画を定めていること等を要件化
【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6600）

＜対策のポイント＞

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施、働きやすい環境の整備**等を支援します。

＜事業目標＞

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

＜事業の内容＞

1. 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新、実施**を支援します。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知**等の取組を支援します。

＜事業イメージ＞

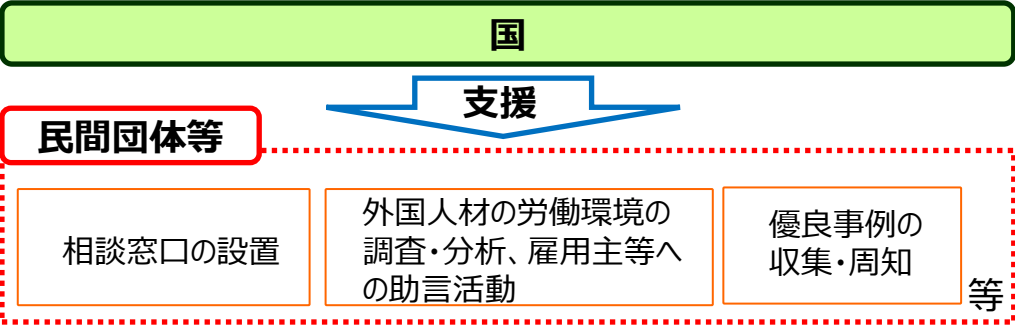
1. 技能試験の円滑な実施

日本で即戦力となり得る知識及び技能を有しているかを確認するために必要な試験の作成・更新、国内外での試験の拡大・実施

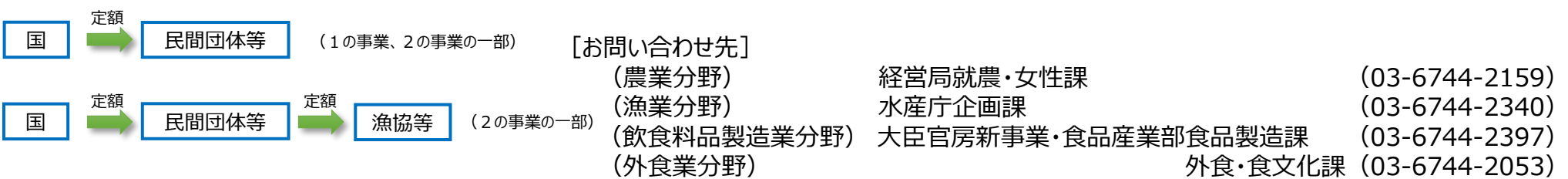


2. 外国人材が働きやすい環境の整備

外国人材等がアクセスしやすい相談体制の整備、外国人材の労働環境の実態把握と改善のための助言、雇用主による就労環境改善の取組事例の周知等



＜事業の流れ＞



＜対策のポイント＞

新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金（資材等）を支援します。

＜事業目標＞

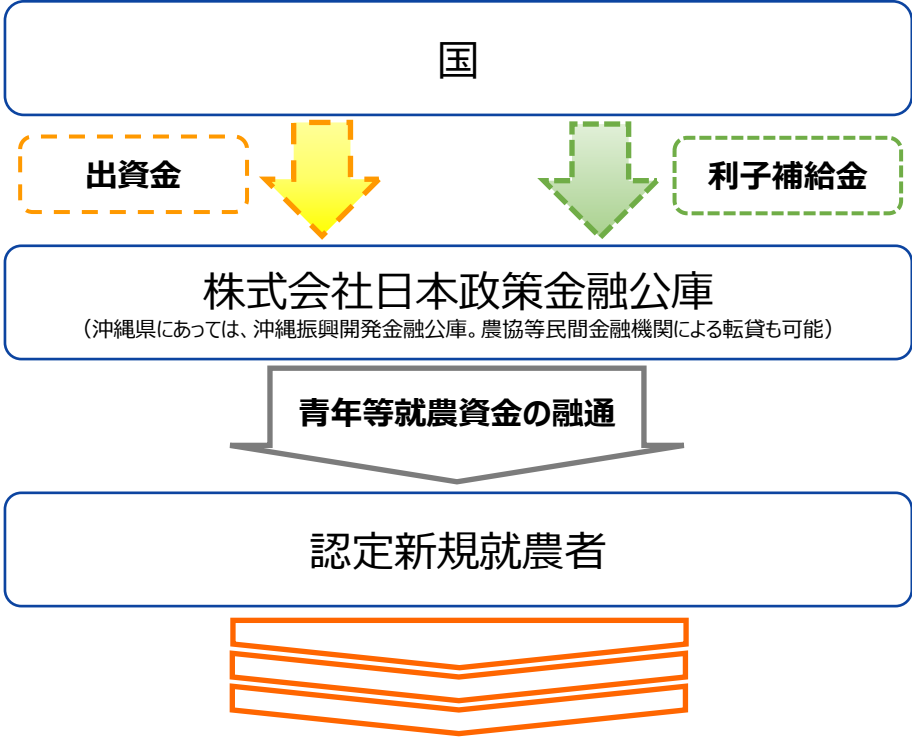
40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

＜事業の内容＞

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金により支援します。

- （1）貸付対象者：新たに農業経営を営もうとする青年等※であって市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者
※青年（45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人。
農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者を除く。
- （2）資金使途：機械、施設等の取得、営農資金（資材等）
※農地等の取得は除く
- （3）貸付限度額：3,700万円(特認限度額1億円)
- （4）貸付利率：法定無利子
- （5）償還期限：17年以内(据置期間5年以内)
- （6）担保・保証人：融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要
- （7）貸付主体：株式会社日本政策金融公庫
(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)
- （8）融資枠：172億円
(うち、沖縄振興開発金融公庫は融資枠2億円)

＜事業イメージ＞



新規就農者の就農・定着を促進

〔予算事業〕

1. 青年等就農資金利子補給金 199（233）百万円
- 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を法定無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。
2. 青年等就農資金円滑化業務出資金 65（60）百万円
- 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を実質無担保・無保証人で融通できるよう、所要額を出資金として交付します。

〔お問い合わせ先〕 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

＜対策のポイント＞

被用者年金制度の一環として年金給付等を行う農林漁業団体職員共済組合（農林年金）制度の円滑な運営のため、必要な経費を補助します。

＜事業目標＞

被用者年金制度の一環として年金給付等を行う農林年金制度の円滑な運営を確保

＜事業の内容＞

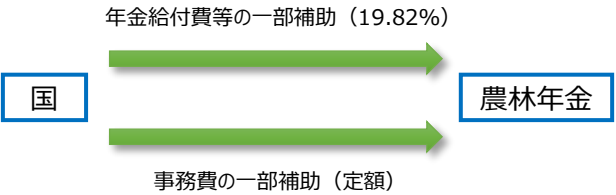
1. 年金給付費補助事業

- 昭和34年に設立された農林年金は、平成14年4月の厚生年金保険制度との統合後も、被用者年金制度の一環として、統合前に農林年金の組合員であった方を対象に特例年金（職域年金相当部分（3階部分））を給付していました。
令和2年度からは、平成30年農林年金廃止法の一部改正法（平成30年法律第31号）の施行により、特例年金に代えて特例一時金（将来分の特例年金の現価相当額を一括支給）を給付しています。
他の被用者年金制度と同様に、**農林年金制度が基礎年金としての役割を担っていた国民年金制度発足前（昭和36年4月前）の組合員期間に係る年金給付費等の一部を補助**します。

2. 事務費補助事業

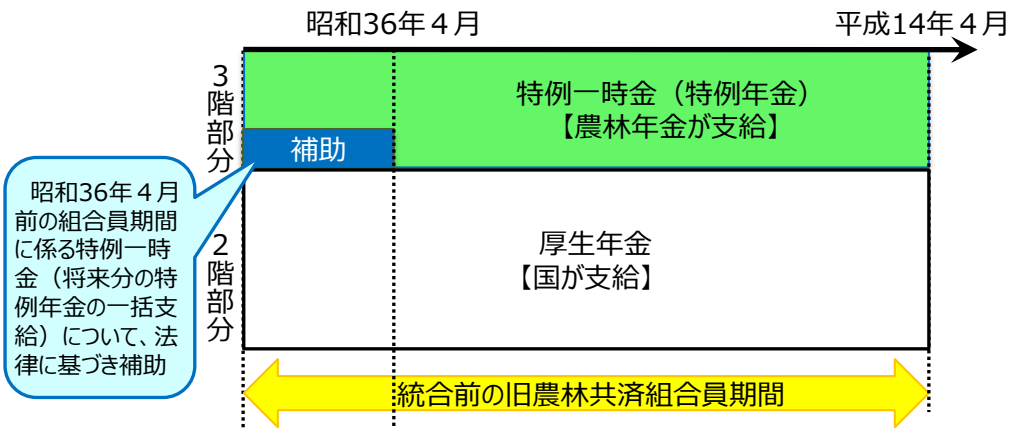
- 他の被用者年金制度と同様に、**農林年金が年金給付等を行うための事務費の一部を補助**します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

年金給付費等の一部補助



スーパー L 資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置

【令和 4 年度予算概算決定額 2,861（2,807）百万円の内数】

<対策のポイント>

経営改善に意欲的に取り組む認定農業者を金融面から強力に支援するため、スーパー L 資金及び農業近代化資金について、貸付当初 5 年間の実質無利子化等の措置により金利負担を軽減します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 対策の内容

人・農地プランに位置付けられるなどにより、経営改善に意欲的に取り組む認定農業者を金融面から支援するため、スーパー L 資金及び農業近代化資金について、貸付当初 5 年間実質無利子化します。

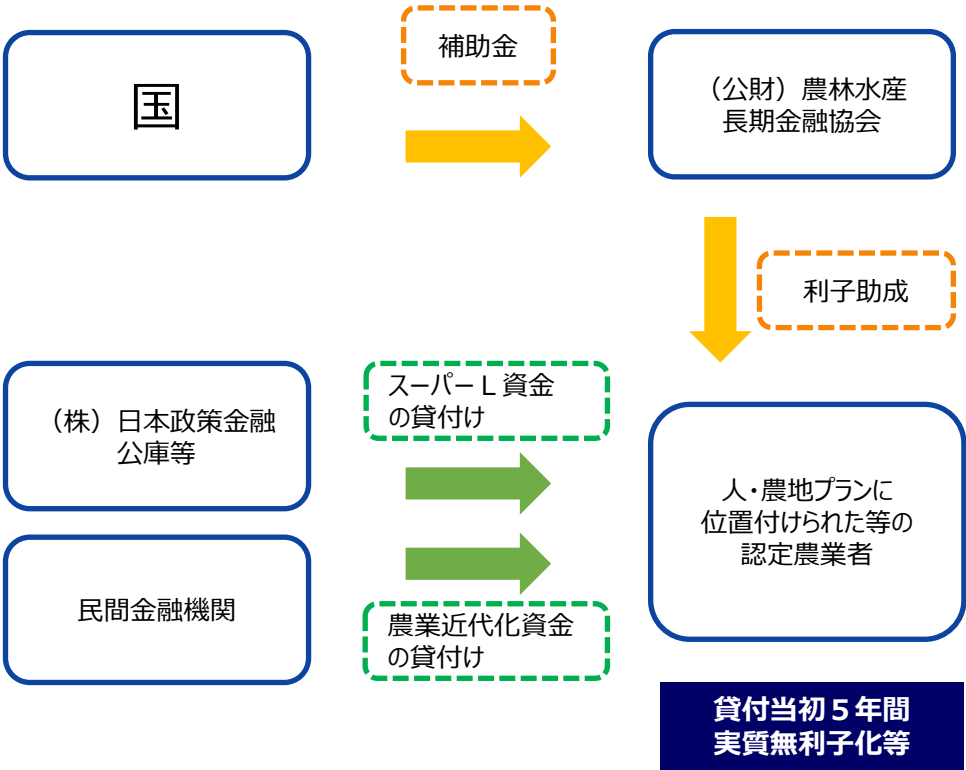
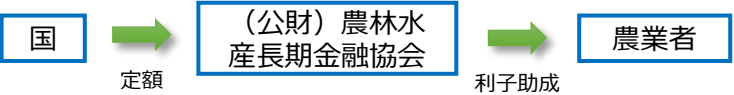
また、農業近代化資金については、貸付当初 5 年間の金利負担軽減措置の終了後もスーパー L 資金の金利水準と同等となるよう金利負担を軽減します。

2. 対象資金等

対象資金：スーパー L 資金、農業近代化資金

<取扱融資機関> (株)日本政策金融公庫（※）、民間金融機関
（※）沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫

<事業の流れ>



被災農業者等への金利負担軽減措置

【令和4年度予算概算決定額 2,861（2,807）百万円の内数】

<対策のポイント>

甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等に対して、経営の早急な復旧に必要な資金が円滑に融通されるよう利子助成金を交付します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

1. 対策の内容

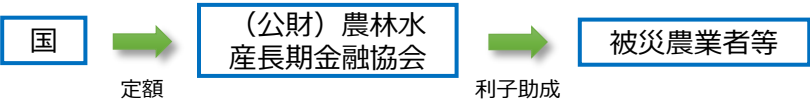
甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの等に対して、経営の早急な復旧に必要な資金が円滑に融通されるよう、**貸付当初5年間実質無利子化**（最大2%引下げ）を行います。

2. 対象資金等

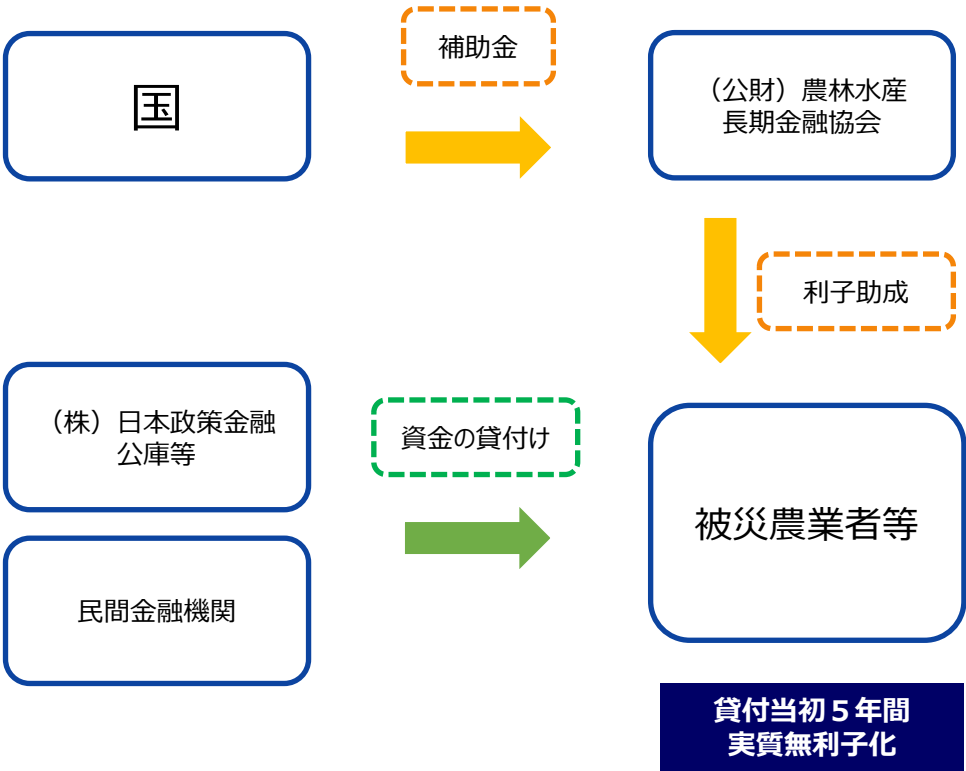
- 対象資金
- ・農林漁業セーフティネット資金
 - ・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
 - ・経営体育成強化資金
 - ・農林漁業施設資金
 - ・農業基盤整備資金
 - ・農業近代化資金

<取扱融資機関> (株)日本政策金融公庫（※）、民間金融機関（※）
（※）沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 経営局金融調整課（03-6744-2167）

スーパーS資金の金利負担軽減措置 (農業経営改善利子補給金交付事業)

【令和4年度予算概算決定額 18（18）百万円】

<対策のポイント>

経営改善に意欲的に取り組む認定農業者が必要とする短期運転資金を低利で融通するため、農業信用基金協会が貸付原資として借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 対策の内容

経営改善に意欲的に取り組む認定農業者が必要とする短期運転資金を低利で融通するため、都道府県農業信用基金協会がスーパーS資金の融通を行う融資機関に貸付原資を低利預託するために借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

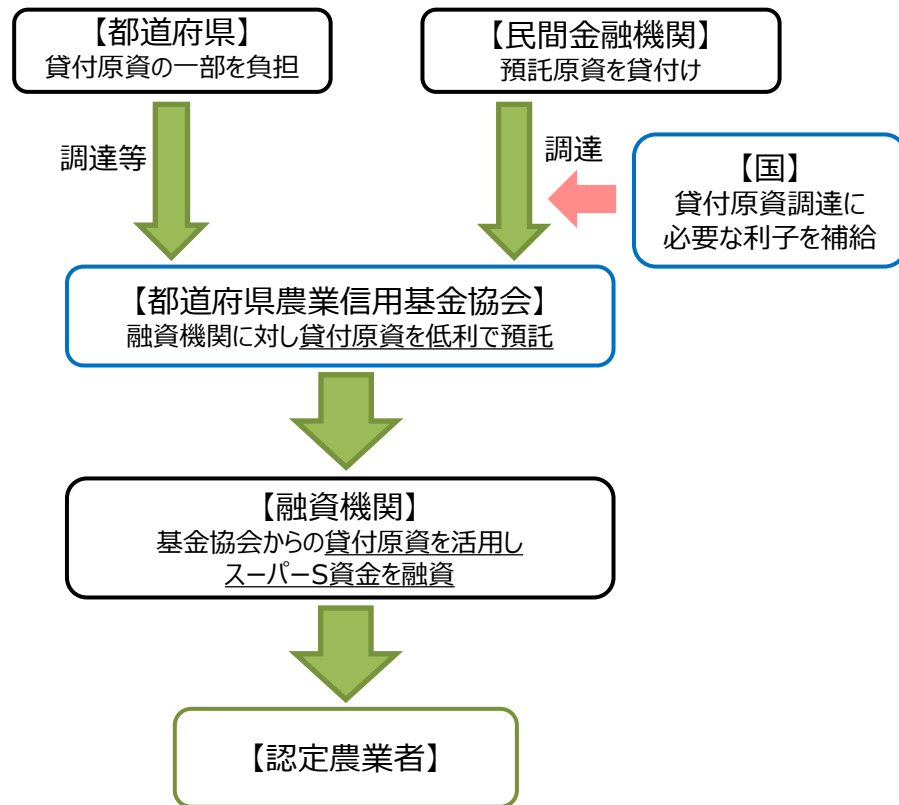
2. 対象資金等

- ① 対象資金：スーパーS資金
- ② 資金使途：農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金
- ③ 極度額等の上限：個人：500万円、法人：2,000万円

<取扱金融機関>

農協、信連、銀行、信用金庫、信用組合

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局金融調整課 (03-6744-2165)

＜対策のポイント＞

甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等が経営再建のために借り入れる農業近代化資金等について、農業信用基金協会に当該資金に係る保証料免除相当額を補てん等することにより、農業者等の経営再建に必要な資金の融通を円滑にします。

＜事業目標＞

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

＜事業の内容＞

1. 対策の内容

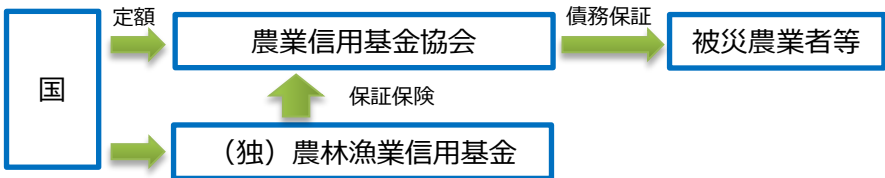
甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの等に対して、経営再建に必要な資金が円滑に融通されるよう、以下の対策を行います。

- ① 被災農業者等支援対策
甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等の経営再建に必要な農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除するための補助金を交付。
- ② 大規模災害被災農業者等支援対策
甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等の経営再建に必要な農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会が実質無担保無保証人で債務保証の引受けができるよう、農業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金の財務基盤を強化するとともに、①に加え6年目以降の保証料の一部（無担保保証料と有担保保証料の差額相当額）を免除するための補助金等を交付。

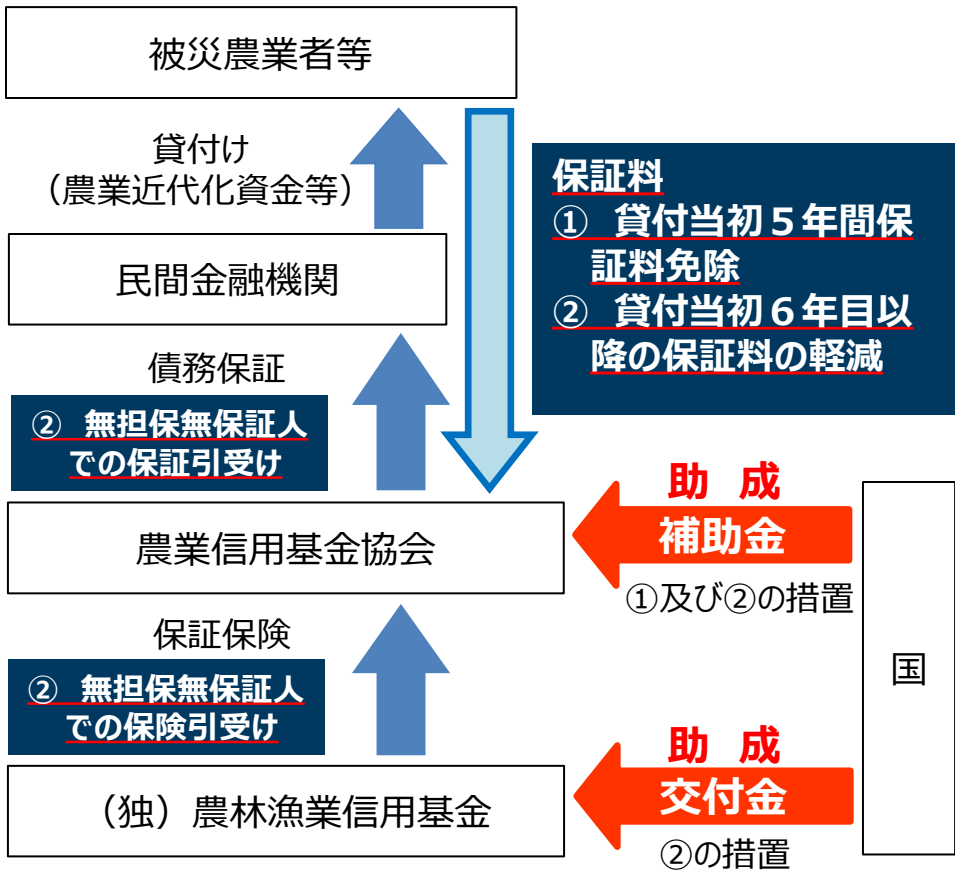
2. 対象資金等

対象資金：農業近代化資金等
＜事業実施機関＞（都道府県）農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

収益性の低い農林水産業者等の資金繰りを支援する観点から、株式会社日本政策金融公庫に対し補給金を交付することにより、政策と一体となった長期・低利資金等の融通による意欲ある農林水産業者等の育成・確保等の実現を図ります。

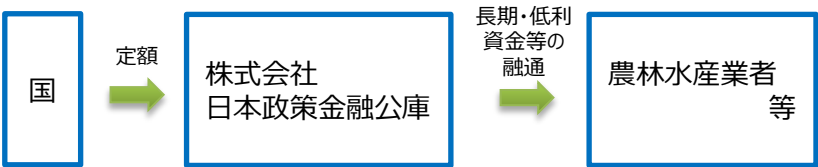
＜事業目標＞

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

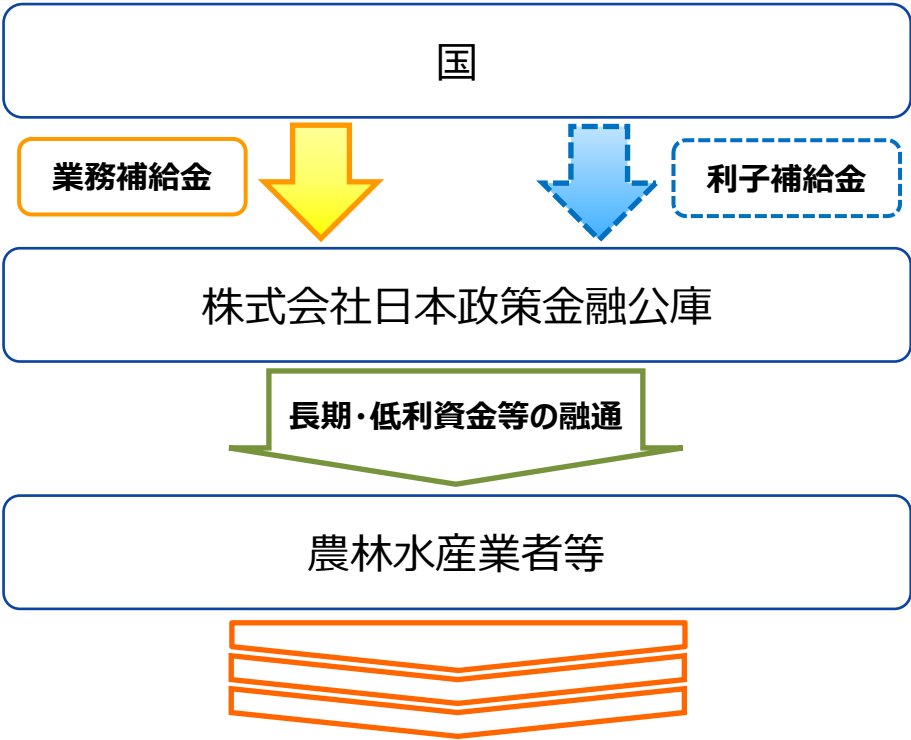
＜事業の内容＞

- 1. 農林水産業者向け業務補給金 16,591百万円
意欲ある農林水産業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫が長期・低利資金を融通する際に生ずる金利に上乗せできないコストについて、所要額を補給金として交付。
- 2. 農業改良資金利子補給金 62百万円（融資枠15億円）
生産・加工・販売分野におけるチャレンジ性のある取組を行う一定の農業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫が農業改良資金（法定無利子）を融通した場合に、所要額を利子補給金として交付。
- 3. 担い手育成農地集積資金利子補給金 429百万円（融資枠120億円）
農業生産基盤の整備等に関する事業を契機として、農用地の利用集積に取り組む地域に対し、株式会社日本政策金融公庫が当該事業に係る農家負担分を無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付。
- 4. 青年等就農資金利子補給金 199百万円（融資枠170億円）
新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金（法定無利子）を融通した場合に、所要額を利子補給金として交付。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



意欲ある農林水産業者等の育成・確保

＜対策のポイント＞

後継農業者が農業経営を継承するにあたって、経営資産を取得するために必要となる農業近代化資金等の借入れについて、経営者保証等の担保提供や農業信用基金協会の債務保証の保証料の負担を軽減することにより、円滑な経営継承を支援します。

＜事業目標＞

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

＜事業の内容＞

1. 対策の内容

経営継承の取組に係る計画の確認を受けるとともに、人・農地プランに位置付けられるなどにより、経営継承を実行する後継農業者を支援するため、以下の対策を行います。

①経営者無保証人化等支援事業

後継農業者の経営継承に必要な農業近代化資金等の借入れについて、経営者保証及び担保提供に係る負担を免除するために、**農業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金の財務基盤を強化するための補助金及び交付金を交付。**

②後継農業者保証料負担軽減事業

後継農業者の経営継承に必要な農業近代化資金等の借入れについて、**農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除するための補助金を交付。**

2. 対象資金等

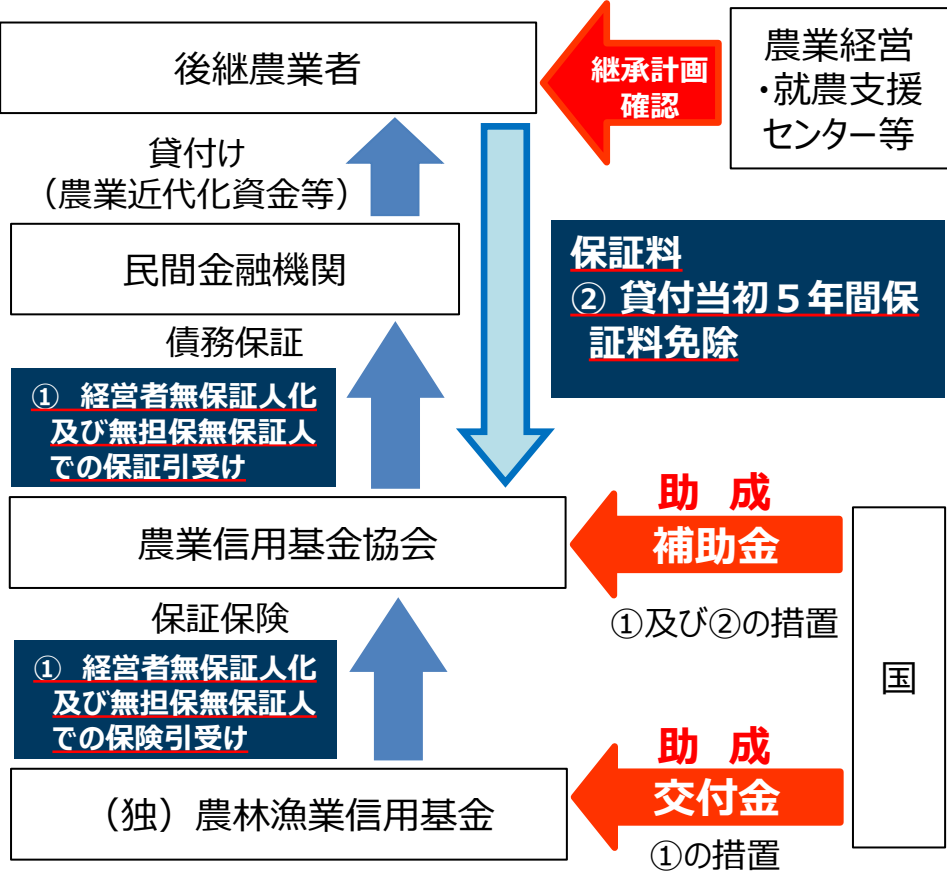
対象資金：農業近代化資金等の農業経営に必要な資金

＜事業実施機関＞（都道府県）農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



<対策のポイント>

経営改善に意欲的に取り組む認定農業者が借り入れる農業近代化資金について、農業信用基金協会に当該資金に係る保証料免除相当額を補てんすることにより、認定農業者が必要とする資金の融通を円滑にします。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

1. 対策の内容

人・農地プランに位置付けられるなどにより、経営改善に意欲的に取り組む認定農業者を金融面から支援するため、農業近代化資金について、農業信用基金協会の債務保証に係る全保証期間の保証料を免除するための補助金を交付します。

2. 対象資金等

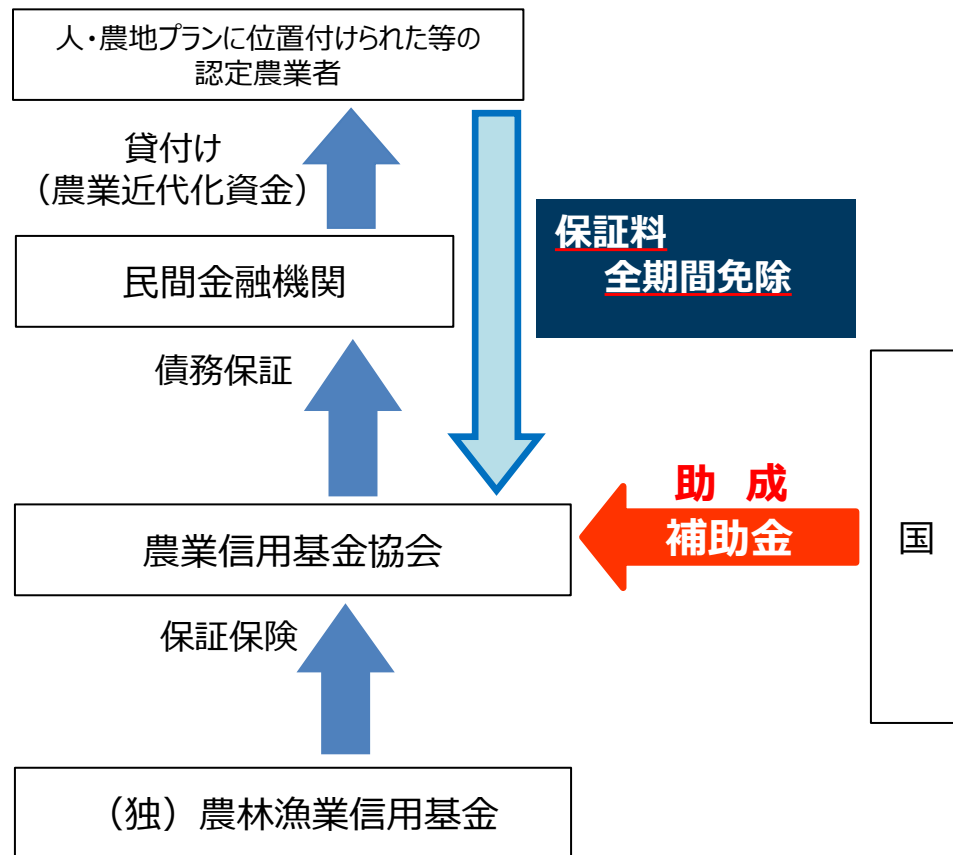
対象資金：農業近代化資金

<事業実施機関>（都道府県）農業信用基金協会

<事業の流れ>



<事業イメージ>



農業経営の復旧・復興のための金融支援

【令和4年度予算概算決定額 617（747）百万円（復興庁計上）】

<対策のポイント>

東日本大震災により被害を受けた農業者等に対して、復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付します。

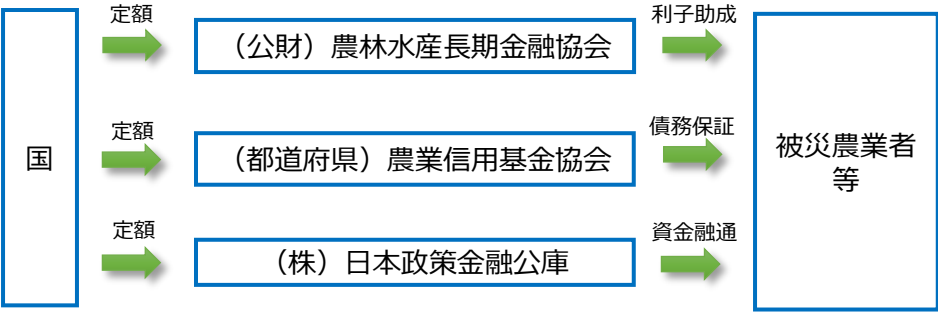
<事業目標>

被災農業者等への資金調達の円滑化による農業経営の復旧・復興

<事業の内容>

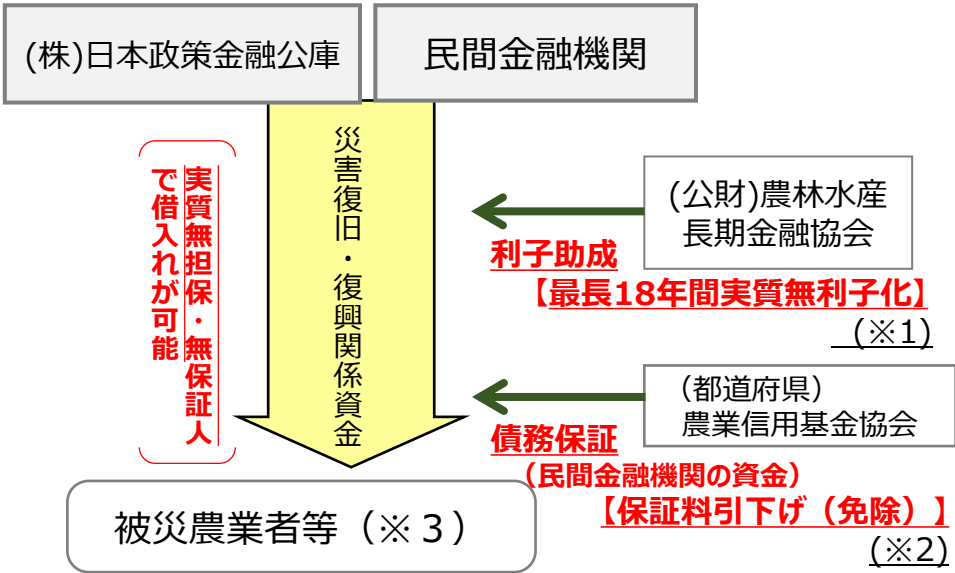
- 1. 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 598（724）百万円**
○ 被災農業者等が(株)日本政策金融公庫等の災害復旧・復興関係資金を借り入れる際の返済負担を最小限とするため、**借入金利が実質無利子（最長18年間）**となるよう利子助成金を交付。
- 2. 農業経営復旧・復興対策特別保証事業 9（12）百万円**
○ 復旧・復興のための取組に必要な資金を借り入れる被災農業者等に対して、農業信用基金協会が**債務保証をする際の保証料の引下げ（免除）**に必要な資金を交付。
- 3. 株式会社日本政策金融公庫補給金 10（11）百万円**
○ 被災農業者等に対し法定無利子資金（注）を融通した（株）日本政策金融公庫に対し、利子補給金を交付。
（注）担い手育成農地集積資金、農業改良資金

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【資金借入れの流れ】



- (※1) 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業
(※2) 農業経営復旧・復興対策特別保証事業
(※3) 原子力災害被災12市町村の者に限る。

収入保険制度の実施

【令和4年度予算概算決定額 18,418（17,695）百万円】

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれず、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする収入保険制度を実施します。

<事業目標>

収入保険の加入経営体数の増加（10万経営体〔令和4年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農業経営収入保険料・特約補てん金の国庫負担 15,887（15,830）百万円

- ① 農業経営収入保険料国庫負担金
保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。
- ② 農業経営収入保険特約補てん金造成費交付金
積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

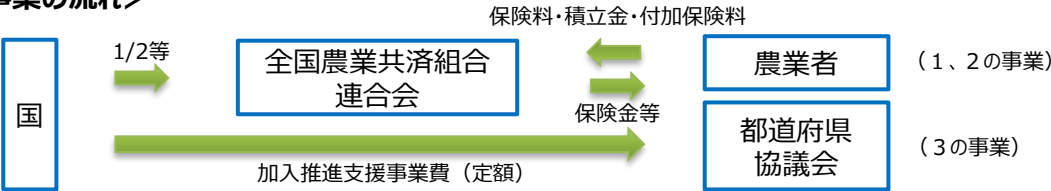
2. 農業経営収入保険事業事務費負担金 1,855（1,472）百万円

収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。

3. 収入保険加入推進支援事業 676（393）百万円

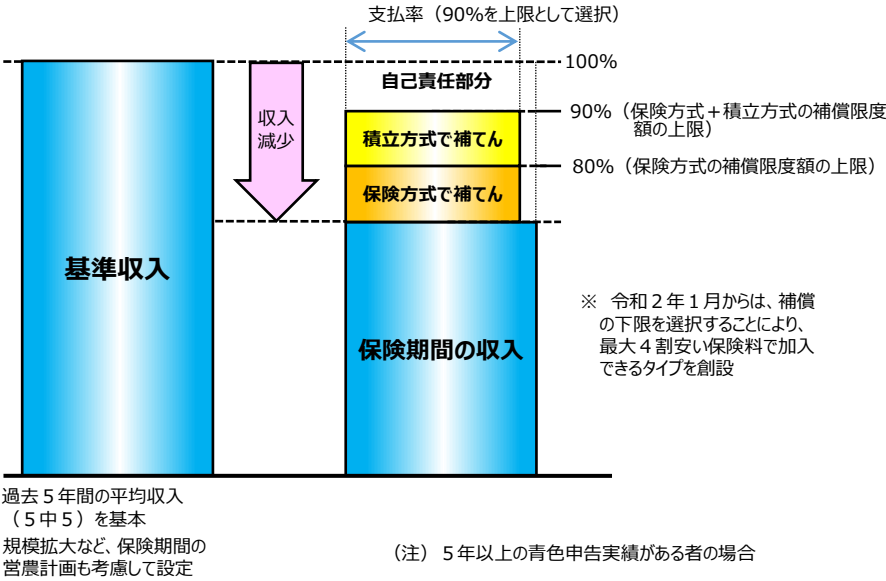
全国連合会の業務委託先のほか、JA、集荷業者、農業会議、法人協会などの関係機関が推進体制（都道府県協議会）を構築して取り組む、青色申告の実施の働きかけを含めた、収入保険の加入推進活動を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【収入保険制度の仕組みの概要】
収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。
具体的には、
① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補てん金）」の組合せで補てんします。



【お問い合わせ先】 経営局保険課（03-6744-7147）

＜対策のポイント＞

農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を補てんする農業共済事業を実施します。

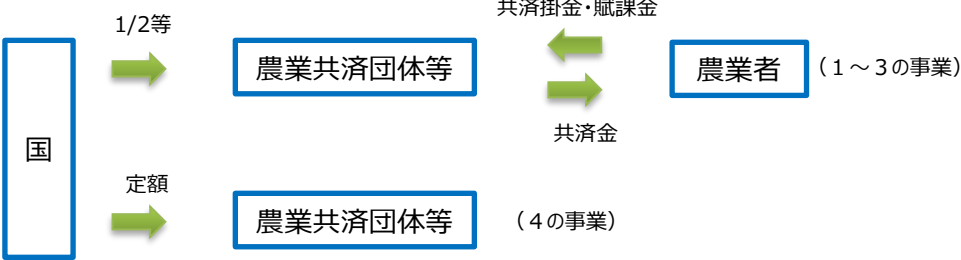
＜事業目標＞

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 共済金の支払に係る事務を標準処理期間内（30日）に処理した割合（目標：100%）

＜事業の内容＞

1. 共済掛金国庫負担金48,773（50,110）百万円
農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国が負担します。
2. 農業共済事業事務費負担金33,080（33,360）百万円
農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を国が負担します。
3. 家畜共済損害防止事業交付金419（419）百万円
農業共済組合連合会及び特定組合に対し、農林水産大臣が指定した疾病について計画的かつ組織的な検査の実施等の損害防止の実施に要する経費の一部を交付します。
4. （令和3年度補正予算）農業保険事務処理システム整備加速化支援事業795（－）百万円
農林水産省が整備を進める共通申請サービスを利用して加入申請等ができるよう、農業共済団体が行うシステムの整備等に係る経費を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補てんしており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払います。

共済事業の種類と対象品目等

共済事業	対象品目等
農作物共済	水稻、陸稻、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	園芸施設（附属施設、施設内農作物を含む）

対象事故

- 【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】
風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害、鳥獣害 等
- 【家畜共済】
家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

損害防止

農業共済団体が被害低減のための損害防止事業を実施

【お問い合わせ先】（1、4の事業）経営局保険課（03-6744-2175）
（2、3の事業）経営局保険監理官（03-3502-7380）